

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 12

平成11年10月4日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

認定支援ネットワークの目的と機能について

認定支援ネットワークについては、10月1日より正式運用を開始したところですが、その目的や機能についての新聞報道が行われていますので、ここに状況を説明いたします。

○認定支援ネットワークの目的と機能

本ネットワークの目的と機能は以下の通りです。

(1) 要介護認定に関する業務の支援

認定調査や介護認定審査会での審査判定等に関して生じる各種の照会に対して、迅速な対応が可能になります。

(2) 認定の実施状況の把握

全国で実施されている認定の実施状況（申請者数、要介護度別認定者数等）を把握し、今後の給付額の見直し等の検討にあたっての参考資料とします。

(3) 認定方法の改善に必要な情報の収集

審査判定方法をより公平公正におこなうため、要介護認定に関する情報を収集し、将来の見直しに対応できるようにします。

なお、(2)、(3)の情報の収集は、介護保険法第197条に基づき事業の実施に関する報告を求めるためのものとして位置づけられるものです。

○認定支援ネットワークに関する基本的な質問について

Q1 本ネットワークは個人情報保護の観点から極めて重要な問題ではないでしょうか。

A1 本ネットワークを用いて収集する情報には、個人名や住所など個人を特定する情報は含まれていません。従って、送られてきた情報から厚生省が個人を特定することはできません。

Q2 厚生省は市町村の要介護認定の一つ一つに関与するのでしょうか。

A2 あくまでも、要介護認定の実施状況を把握するとともに、今後の改善に必要な情報を収集するためのものですから、個別の認定について厚生省が関与することはありません。

厚生省オンラインに「異議」

武蔵野市「個人情報保護の危機」 全戸に冊子

「二百八十万人のプライバシーの危機！」。介護保険の「要介護認定」の手続きが始まった一日、東京都武蔵野市が、こう訴えて厚生省の手続きを批判する冊子を発行した。高齢者の心身状況に関する調査結果データを、厚生省がコンピュータ・オンラインで市町村から集める「認定支援ネットワーク」に対し、「個人情報保護の観点から重大な問題」として中止を求めている。市内の全世帯約七万戸に配布するだけでなく、全国自治体の首長、衆参院の全議員、厚生省の担当者にまで送るといふ。



厚生省の計画では、ネットワークは市町村による要介護認定の二次、二次判定結果や、判定に用いた高齢者の心身に関するデータをオンラインで集積する。

冊子は「介護保険制度混乱回避のために緊急提言」と題し、B5判四頁。ネットワークについて、「国民のプライバシー意識を高め、混乱は必ずしも発生せず、地方分権の流れを無視したやり方

で、市町村の要介護認定に関与しおろすものか」「市町村が保険者として信用できないなら、介護保険は国営で「なご」強い調子の言葉が並ぶ。

冊子には、名前や住所などのデータは提出されないが、市の担当者は「小さな自治体なら、名前が分からなくても個人が特定される可能性がある。項目の中には「排便後の後始末」「心のゆとり」など

申請者が他人に知られたくない情報も多い」といふ。同市はこれまで二度、制度の問題点を指摘して改革を提言する冊子を発行し、市民らに配ってきた。

土屋正恵市長は「介護保険をめぐるといふのではなく、市民の暮らしを守るために、より多く改革しなくてはならない」と話し、市個人情報保護条例に違反

する恐れがあるため、データ提出には応じない、としている。

名前や住所などのデータは外しており、プライバシーは保てる。介護保険法は市町村に対し、事業状況に関する報告を求めると

が定めており、認定の精度を上げ、どんな申請がどれくらいあったかを把握するために、協力してほしい」と話している。

平成11年10月4日

全国介護保険担当課長会議資料(9/17)の訂正と追加について

9月17日に開催しました全国介護保険担当課長会議資料216頁(通し)の箇所に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

また、213～218頁の記入例の内容につきまして、別紙のとおり解説書を追加しましたので、あわせて対応方よろしく願いたします。

216頁 サービス点数/金額の合計 誤) 36088 点

正) 30688 点

※別紙「記入例2-3」の下線部

サービス利用票別表

記入例 2-3

間通所区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	点数	回数	サービス 点数/金額	種別支給限度 基準を超える点 数	種別支給限度 基準内点数	区分支給限度 基準を超える 点数	区分支給限度 基準内点数	点数 単価	利用者負担 (保険対象分)	利用者負担 (全額負担分)
HH事業所	141299999	家事援助3・早朝夜間	112312	278	8	2224							
HH事業所	141299999	家事援助4	112411	305	4	1220							
HH事業所	141299999	身体介護4	111411	803	7	5621							
HH事業所	141299999	身体介護5	111511	1022	3	3066							
HH事業所	141299999	訪問介護合計				(12131)			1688	10443	10.00	10443	16880
XX病院	141288888	通所リハ(Ⅲ)3 中度	163321	546	3	1638				1638	10.00	1638	
ZZ事業所	141277777	訪問看護3	131311	1119	6	6714				6714	10.00	6714	
YY事業所	141266666	訪問介護1・深夜	111113	315	27	8505				8505	10.00	8505	
AA事業所	141288888	福祉用具貸与車椅子	171001			800							
AA事業所	141288888	福祉用具貸与特殊寝台	171003			600							
AA事業所	141288888	福祉用具貸与じょく堵予防具	171005			300							
AA事業所	141288888	福祉用具貸与合計				(1700)			1700	10.00	1700		
HH事業所	141299999	特別地域訪問介護加算	118000			(1820)					10.00	1820	
ZZ事業所	141277777	特別地域訪問看護加算	138000			(1007)					10.00	1007	
YY事業所	141266666	特別地域訪問介護加算	118000			(1276)					10.00	1276	
AA事業所	141288888	特別地域福祉用具貸与加算	178000			(255)					10.00	255	
				区分支給限度 基準額 (点)	29000	合計	30688			1688	29000	33358	16880

種別支給限度管理

サービス種別	種別支給限度 基準額 (点)	合計点数	種別支給限度 基準を超える点数	サービス種別	種別支給限度 基準額 (点)	合計点数	種別支給限度 基準を超える点数
介護				通所介護			
入浴介護				通所リハ'リハビリテーション			
介護				福祉用具貸与			
リハビリテーション				合計			

間通所区分支給限度管理・利用者負担計算

支給限度基準額(日)	前月までの利用日数	当月の計画利用日数	保険給付対象日数	区分支給限度基準を超える日数
21	0	3	3	0

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	点数	日 数	給付対象 日数	点数 単価	区分支給限度 基準内点数	利用者負担 (保険対象分)	対象外日 数	給付対象 外点数	利用者負担 (全額負担分)
ZY施設	141266666	若健短期療養1・4	221141	1157	3	3	10.00	3471	3471	0		

3 入例の解説

別番号	記入例の概要	解説
入例 1	居宅介護支援事業者作成のサービス提供票	
入例 2-1	訪問通所区分のサービス点数が区分支給限度基準額を超える場合のサービス利用票別表	<p>訪問通所区分の支給限度管理対象サービスの点数合計 30688 点が、区分支給限度基準額 29000 点を超えるため、1688 点が保険給付対象外となる。</p> <p>HHH事業所の訪問介護サービス点数 12131 点のうち 1688 点は全額利用者負担の対象とし、残りの 10443 点が保険給付対象（給付管理票に記載する点数）となる。</p> <p>その他のサービスについては全てサービス点数がそのまま保険給付対象（給付管理票に記載する点数）となる。</p>
入例 2-2	一部のサービス種類のサービス点数が種類支給限度基準額を超え、かつ訪問通所区分のサービス点数が区分支給限度基準額を超える場合のサービス利用票別表	<p>訪問介護の全事業者分のサービス点数合計 20636 点が訪問介護の種類支給限度基準額 20000 点を超えるため、636 点が保険給付対象外となる。同様に福祉用具貸与についても種類支給限度基準額をこえる 200 点が保険給付対象外となる。</p> <p>HHH事業所の訪問介護サービス点数 1231 点のうち 636 点は全額利用者負担の対象とし、残り 11495 点が種類支給限度基準額内の点数となる。</p> <p>AAA事業所の福祉用具貸与サービス点数 1700 点のうち 200 点は全額利用者負担の対象とし、残り 1500 点が種類支給限度基準額内の点数となる。</p> <p>更に訪問通所区分の支給限度管理対象サービスの種類支給限度基準内点数合計 29852 点が、区分支給限度基準額 29000 点を超えるため、852 点が保険給付対象外となる。</p> <p>HHH事業所の訪問介護サービス種類支給限度基準内点数 11495 点のうち 852 点は全額利用者負担の対象とし、残りの 10643 点が保険給付対象（給付管理票に記載する点数）となる。</p> <p>その他のサービスについては全てサービス点数がそのまま保険給付対象（給付管理票に記載する点数）となる。</p>
入例 2-3	記入例 2-1 に加えて区分支給限度管理対象外のサービス（特別地域加算）が含まれる場合のサービス利用票別表	特別地域加算については区分支給限度管理対象としないため、サービス点数/金額欄には括弧付で記載し、合計には含めない。
入例 3	記入例 1 に対応したサービス提供票	サービス提供票は全事業所に関わる月間サービス計画を記載する。
入例 4	記載例 2-2 に対応した HHH 事業所分のサービス提供票	サービス提供票は一事業所に関わる情報と他事業所分の合計情報を記載する。